

※情報共有メールは、プラチナサポートの特典となっております。プラチナサポート加盟店以外への共有、流用等は禁止されております。

※配信当時の内容のため、現状の内容と異なる場合もございます。予めご了承ください。

プラチナサポート情報共有メール					
No.	704	配信日	2026/8/10	ジャンル	法令遵守
テーマ	犯罪収益移転防止法				

今回は、「犯罪収益移転防止法（犯収法）」について、正しい知識と実務について共有します。
昨今の金相場高騰に伴い、1回の取引で200万円を超える高額査定が非常に増加しております。
以下の内容を必ず全員で確認し、日々の業務で徹底してください。

1. 背景：なぜ「犯罪収益移転防止法」があるのか

犯罪収益移転防止法とは、犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかけ、その出所を隠す行為（通称：マネー・ロンダリング）を防ぐための法律です。
平成25年の法改正により、1回の取引（貴金属等）が合計200万円を超える場合、従来の本人確認に加えて、「取引の目的」を確認することが法律上義務付けられています。

【対象となるお品物】

- ・金、白金（プラチナ）、銀及びこれらの合金（貴金属）、地金（インゴットや地金型コイン）
- ・ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠（宝石）
- ・上記1及び2の製品（ゴールド製・ダイヤ入りの時計や、ジュエリーなど）

店舗およびブランドが負う「致命的なリスク」
警察の捜査が入った際に「取引の目的」を聞いていなかった場合、「意図的に確認を避けた」と疑われ、「犯罪組織のマネー・ロンダリングに加担（共犯）した」とみなされることがあります。
また、行政処分や刑事罰（2年以下の拘禁刑、または300万円以下の罰金）の対象となるだけでなく、ブランド全体の信用を失墜させる重大なリスクへと繋がります。

2. 実務ポイント：「犯収法」における本人確認義務取引の内容

合計200万円を超える現金取引・振り込み取引が発生した際は、法律に基づき、以下の項目を正しく行う必要があります。

1. 本人確認義務

2. 本人確認記録の作成・保存

3. 取引記録の作成・保存

4. 「疑わしい取引」の届出

5. 取引の目的及び職業(※)の申告

※「職業」に関しては、古物営業法で確認が義務づけられているため、当社では既に通常の買取手続きの中で対済みです。そのため、現場で聞き忘れてはならないのは「取引の目的」となります。

3. 現場アクション：普段の「行動指針10箇条」の徹底が最大の対策

査定金額が200万円を超えるかどうかは、査定しないと分かりません。
だからこそ、日頃から「行動指針10箇条」を徹底し、査定前の「情報収集」で品物を手放す理由や売ったお金の使い道（＝取引の目的）を自然にヒアリングしておくことが重要です。
普段通りの正しい接客プロセスさえ守っていれば、金額に関わらず、犯収法に違反することはありません。
改めて行動指針10箇条の徹底をお願いします。